

改正

平成20年4月1日告示第47号

平成23年3月18日告示第28号

令和2年6月1日告示第59号

令和3年8月31日告示第144号

山武市防犯灯設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、夜間における犯罪、事故等の発生を抑止し、住民の安全に資するため、防犯灯の設置及び維持管理（建替、修理、灯具の交換、電気料等をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 防犯灯は、次条の設置基準に該当する場合に予算の範囲内において市が設置する。

(設置基準)

第3条 防犯灯の設置については、次に掲げる条件を満たさなければならない。ただし、特別な事情等により、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 犯罪、事故等が発生した場所又は発生するおそれがあり防犯上必要と認められる場合
- (2) 既設置防犯灯又は防犯灯に類する照明器具と新たな設置予定場所との距離は、おおむね50メートル以上とする。ただし、防犯上特に必要と認められる場合は、この限りでない。
- (3) 設置に適した電柱又はそれに準じた柱（以下「電柱等」という。）があり、電気を供給することが可能なこと。
- (4) 東京電力株式会社の所有する電柱以外の柱に設置しようとするときは、当該柱が附属する土地の所有者の同意が得られていること。
- (5) 設置箇所周辺の民家又は農地等に、防犯灯の照明による害を及ぼすおそれがある場合は、その所有者の同意が得られていること。

(規格等)

第4条 防犯灯は、原則としてLED灯とし、電柱等に共架するものとする。ただし、申請場所に電柱等がない場合は、小柱（別表）に設置することができる。

(要望書の提出)

第5条 行政区又は自治会の代表者（以下「区長等」という。）は、新規に防犯灯の設置を要望しようとするときは、防犯灯設置要望書（別記第1号様式）に必要な事項を記入し、市長に提出するものとする。

（設置の決定等）

第6条 市長は、前条の規定により区長等から要望のあった箇所について第3条各号の設置基準に基づき調査、検討し、設置場所を選定する。

2 市長は、前項の設置場所を選定した場合には、防犯灯設置可否決定通知書（別記第2号様式）を対象となる区長等に送付するものとする。

3 前2項の選定にかかわらず、市長は、防犯灯の設置について緊急に対処すべき事態が生じたときは、関係機関と協議のうえこれを設置することができる。

（管理区分）

第7条 防犯灯の維持管理については、市が行うものとする。

（保守等）

第8条 区長等は、防犯灯の定期的な点検、樹木の枝打ち等を行い、防犯灯が常に良好な効果を維持するよう努めなければならない。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、防犯灯の設置に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成18年3月27日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の成東町防犯灯設置要綱（平成17年成東町告示第51号）又は山武町防犯灯設置要綱（平成13年山武町告示第49号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成20年告示第47号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年告示第28号）

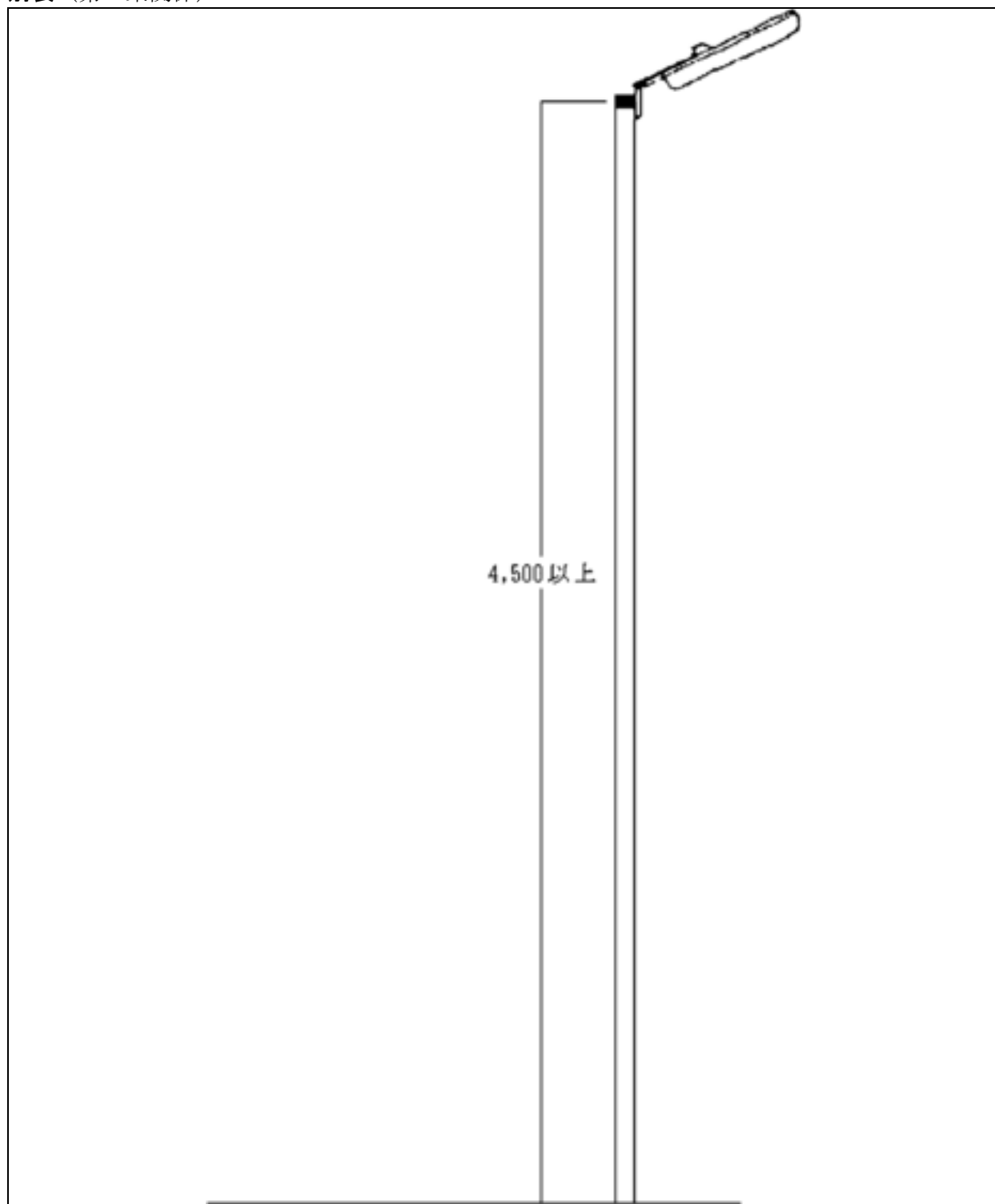
この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（令和2年6月1日告示第59号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の山武市防犯灯設置要綱の規定は、令和2年4月1日

から適用する。

別表（第4条関係）



防犯灯設置要望書

年 月 日

(宛先)山武市長

地区名		
代表者	氏 名	
	住 所	
	連絡先	

防犯灯の設置を次のとおり要望したいので、山武市防犯灯設置要綱第5条の規定により提出します。

1	規格	W
2	設置場所(略図を添付のこと。 電柱番号及び複数の場合は、 優先順位を記入のこと。)	
3	隣接地権者同意	防犯灯の設置について同意します。
	同意者住所氏名	住所 氏名 
4	その他	

第 号
年 月 日

様

山武市長



防犯灯設置可否決定通知書

年 月 日付けで要望のありました防犯灯の設置については、次のとおり決定したので通知します。

1 設置する

1	規 格	
2	設置場所	
3	そ の 他	

2 設置しない

理 由	
-----	--